

保護者の皆様へ

富田林市教育委員会

緊急事態宣言をふまえた本市立学校園の教育活動等について

平素は、本市教育活動にご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

さて、大阪府の緊急事態宣言が延長されたことをふまえ、本市立学校園におきましては、次の取組みを実施してまいりますので、ご理解とご協力の程、よろしくお願いいたします。

なお、新型コロナウイルス感染症については、日々状況が変化しているため、今後も必要に応じて変更が生じる場合があることを申し添えます。

記

1. 対象期間 令和3年6月20日（日）まで
※ただし、今後の感染状況により期間を変更する場合があります。
2. 授業について
 - ・分散登校や短縮授業は行わず、感染対策を徹底したうえで通常の教育活動を継続します。
ただし、感染リスクの高い活動は実施しません。
3. 修学旅行、府県間の移動を伴う教育活動、校外学習等
 - ・中止または延期とします。
4. 水泳の授業について
 - ・小学校は、1学期の実施を見送り、実施時期や実施の可否については、今後の状況をふまえて検討します。
 - ・中学校は、「3密」を避けることや、プール水の遊離残留塩素濃度の適切な管理、生徒等が触れる箇所のこまめな消毒を実施する等、感染対策を徹底した上で、本市における状況や府の通知等をふまえ、緊急事態宣言発令中においても実施する場合があります。
5. 中学校部活動について
 - ・原則休止とします。
ただし、公式大会（コンクールを含む）への出場等、学校が必要があると判断する場合は、感染対策を徹底したうえで、活動時間を短縮して実施します。また、大会等のないクラブも、平日に限り活動時間を短縮して実施します。なお、いずれの場合も、感染リスクの高い活動は実施しません。
6. PCR検査結果の確認及び把握について
 - ・幼児・児童・生徒及び保護者（同居の家族を含む）がPCR検査を受検した、または受検することになった場合は、速やかに各校園へご連絡ください。
7. 備考
 - ・感染拡大により登校・登園に不安を感じる場合等は、各校園までご相談ください。